

砺波市美術館
指定管理者募集要項

(令和5年7月)

砺波市美術館指定管理者募集要項

砺波市美術館（以下「美術館」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 対象施設の概要

- (1) 名称 砺波市美術館
 - (2) 所在地 砺波市高道145番地1
 - (3) 施設概要 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 3階建
敷地面積 9,031㎡
延床面積 3,365㎡
施設内容 1階 エントランスホール、ラウンジ、企画展示室、情報コーナー、館長室、事務室、収蔵庫、荷捌室 等
2階 常設展示室1・2・3、市民ギャラリー、市民アトリエ等
3階 展望プロムナード、テラス、パントリー等
- <参考> 利用者数 令和3年度 68,677人
令和4年度 69,060人

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者の業務等の範囲

- (1) 砺波市立美術館条例（以下「美術館条例」という。）第5条に規定する業務
- (2) その他、別紙「砺波市美術館指定管理者仕様書」に定めるとおり。

4 指定管理者の管理の基準

- (1) 休館日 美術館条例第6条に規定するとおり。
なお、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、砺波市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、休館日を臨時に変更することができるものとします。
- (2) 開館時間 美術館条例第6条に規定するとおり。
なお、指定管理者が、市民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効及び施設の維持、保全や利用者の安全性を確保すると判断するときは教育委員会の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができるものとします。

- (3) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (4) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の保護を徹底すること。

5 指定管理料

指定管理業務にかかる費用は、砺波市議会の議決後に指令文により指定するとともに、その支払方法については、市と指定管理者との間で協定を締結します。この協定の管理業務に係る委託料は、各会計年度における砺波市の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

6 利用料金制

指定管理者は、美術館条例第7条に定める常設展示観覧料、企画展示観覧料及び特別観覧料（以下「観覧料等」という。）並びに美術館条例第13条に定める市民ギャラリー等の利用に関する料金（以下「利用料金」という。）を条例に定める範囲で自らの責任において決定（教育委員会の承認は必要）し、自らの収入とすることができるものとします。

なお、指定管理者は教育委員会の承認を得て定める基準により、観覧料等若しくは利用料金を減免し、又は観覧料等若しくは利用料金を還付することができるものとします。

7 応募資格

砺波市内に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、安定して管理を行うことができる物的能力及び人的能力を有する者。

ただし、次の各号に該当する団体等（共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、応募できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する団体等
- (2) 砺波市及び教育委員会から指定を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない団体等
- (3) 砺波市及び教育委員会から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6箇月を経過しない団体等
- (4) 税（国税、県税及び市税）を滞納している団体等
- (5) 団体等の代表者が税を滞納している団体等
- (6) 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払い停止事由が発生し、これが改善しない団体等
- (7) 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等
- (8) 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）がなされた団体等
- (9) 会社更生、民事再生の手続きについて申し立てがなされ、この手続きが終了していない団体等

- (10) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない団体等
- (11) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3箇月を経過しない団体等
- (12) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない団体等
- (13) 市議会議員、市長、副市長及び地方自治法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員又は委員が無権責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者又は支配人を兼ねる法人等（市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共団体及び公共的団体を除く。）でないこと。

8 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 管理運営費提案書
- (4) 収支計算書
- (5) 団体概要書
- (6) 定款、寄付行為その他これらに準ずるもの。
- (7) 法人にあっては、登記事項証明書
- (8) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (9) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (10) 申請の日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類
- (11) 納税証明書（未納のないことの証明（国税（税目は法人税と消費税）・富山県民税・砺波市民税））
- (12) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（職員を雇用していない事業者は除く。）
- (13) その他市長が必要と認める書類

提出部数：各1部

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和5年8月1日（火）から8月18日（金）まで
- (2) 受付方法 FAX又は電子メールで提出してください。（様式は任意）

- (3) 問合せ先 砺波市教育委員会生涯学習・スポーツ課
砺波市栄町7番3号
TEL0763-33-1602 FAX0763-33-1157
e-mail shogaku@city.tonami.lg.jp

10 指定管理者候補の審査基準

- (1) 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られること。
- (2) 事業計画書の内容が、美術の普及振興及び地域の活性化に寄与するものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、当該施設の適切な維持管理を図るものであること。
- (4) 申請団体が、博物館法（昭和26年法律第285号）に規定する専門的職員を有し、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

11 指定管理者の指定及び協定等

- (1) 指定管理者の指定及び協定等
指定管理者の指定には、市議会の議決が必要なため、議決されれば指定管理者の指定となります。
- (2) 協定の締結
教育委員会と指定管理者は、「砺波市美術館指定管理者基本協定書」を締結します。

12 指定管理者の申請に係る留意事項

- (1) 指定管理者の申請にあたっては、関係条例及び関係同施行規則を承知の上で申請してください。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があった場合には、失格とします。
- (3) 申請にかかる経費は、すべて申請者の負担とします。
- (4) 美術館の管理のため、新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請者としてください。
- (5) 申請書類等は、返却しません。
- (6) 提出された書類は、必要に応じて複写します。（使用は砺波市役所内及び砺波市指定管理者選定委員会での検討に限ります。）
- (7) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (8) 指定管理者が、協定の締結までに次の事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

13 提出先

砺波市教育委員会生涯学習・スポーツ課
〒939-1398 砺波市栄町7番3号
TEL0763-33-1602 FAX0763-33-1157

14 提出期限

令和5年8月31日（木）午後5時15分

15 選考方法

申請書類に基づき砺波市指定管理者選定委員会において選考します。

16 選考結果

後日、申請者に文書で通知します。